

## 9 金融

### (1) 銀行等における投資信託等の窓口販売業務における上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱い制限の撤廃【平成13年度中に措置】

通常、投資信託は、その購入をした証券会社や登録金融機関を通じて投資家は解約又は売却を行うが、ETF（株価指数連動型上場投資信託）については、個人投資家は取引所等の市場を通じて売買を行う仕組みになっている。このため、投資家がETFの購入や売却を行うためには、市場への売買の取次ぎ等を依頼することになるが、現行制度上、登録金融機関による窓口販売は、募集の取扱い等を行った投資信託等の顧客からの売り付けの取次ぎ等に限られており、購入(買い付け)のための取次ぎ等は認めていない。

したがって、ETFについて、銀行等の登録金融機関における窓口販売が行えるよう、法令上の措置を行う。

### (2) 証券決済制度の改革【平成14年度中に措置】

我が国の証券決済制度は、証券の種類ごと、また券面の有無に応じて、決済制度が異なっており、これを改善して、決済リスクを削減し、国際的にも遜色のない安全かつ効率的な決済制度を構築する必要がある。

したがって、証券決済の迅速化及び確実化を実現するため、社債等について、その無券面化を可能とするとともに、それが階層的に保有される場合について、社債等登録法を廃止し、新たな振替制度を創設する。

### (3) 「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化【平成14年度中に措置】

銀行法第10条第2項では、同項各号に掲げる付随業務のほか、「その他の銀行業に付随する業務」(その他付随業務)を営むことができると規定しているが、例示業務以外に具体的にどのような業務がその他付随業務に該当するかどうかについては基準を明定していない。また、銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力(エクセス・キャパシティ)を活用することは明示的には認めていない。

したがって、情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準

を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。

(4) 法定準備金の減少に係る規制の緩和【平成14年度中に措置】

いわゆる金庫株解禁等に係る商法改正（平成13年6月29日公布）により、株式会社は資本金の4分の1に相当する額を超過する法定準備金について、これを株主総会の決議により減少することが可能となった。これを受けて銀行法第18条も改正されたものの、従前の利益準備金の積立限度額に係る規定との平仄と銀行の健全性確保の観点から、銀行が減少することができる法定準備金の額は資本金と同額を超過する部分とした。

また、法定準備金の減少に際しては、資本減少時における債権者保護手続（預金者等への個別催告）が必要である。

したがって、銀行については、法定準備金の減少に際しての債権者保護手続について、合併（銀行法第33条）や会社分割（同第33条の2）の場合と同様に、預金者等への個別の催告を不要とするものの可能性について検討を開始する。

(5) 信託銀行が行う以下の公告における、電磁的方法（インターネット）の利用【平成14年度中に措置】

現在、信託銀行が行う公告については、次の～のとおり日刊新聞紙又は官報に掲載することとしている。

定型的信託契約に係る約款変更を行うとき、所定の事項を日刊新聞紙に公告。  
貸付信託に係る信託契約を締結・変更しようとするとき、所定の事項を日刊新聞紙に公告。

公益信託について、毎年1回一定の時期に信託事務及び財産の状況を公告（方法については法定されていない）

したがって、信託銀行が行うこれらの公告について、委託者・受益者の利便性向上及びインターネットによることを認めることの各種のメリットにかんがみ、電磁的方法の利用を認めるための検討を開始する。

(6) 団体年金保険に関する規制改革

ア 保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全等【平成13年度中に措置】

生命保険会社が経営破綻した場合、現行では保険業法に該当条項がないため、

一般勘定、特別勘定とも同等に扱っている。しかし、特別勘定で運用される資産については、その価額変動リスクを基本的に顧客が負うこととなっており、当該生命保険会社の経営破綻の原因とは無関係であると言える。

また、特別勘定へ資金を投入する際には、リスク遮断の観点から一般勘定を経由することなく直接的に行うことも一つの方法である。

したがって、こうした特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした保険関係請求権への特別先取特権の付与等について、検討を開始する。

#### イ 特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施【平成13年度中に措置】

現行では、保険料受入れ及び解約時の引渡しに際しては、株、債券等の現物資産によって行うことは認めていないが、新会計基準の適用に伴い、企業間で保有株式を年金制度に現物で拠出することで退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっている中、企業間の持ち合い株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として現物資産による保険料受入れ等の導入の要望があることを踏まえ、特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて、検討を開始する。

#### ウ 特別勘定付加対象商品の拡大【平成14年度中に措置】

特別勘定を付加できる契約は、現行は、変額保険、新企業年金（適格退職年金契約）、厚生年金基金保険、国民年金基金保険、に限定されている。これ以外の保険商品に特別勘定を付加するためには、別途、法令上の措置が必要になる。

しかし、多様な市場のニーズに対応するために対象商品の拡大を求める声が強まっており、特別勘定を付加できる保険商品を拡大すべく法令上の措置を行う。

#### (7) 銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和【平成13年度中に措置】

銀行等による保険商品の販売は、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等

に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第92号）により、平成13年4月から解禁したものの、販売可能な商品は、住宅ローン関連の長期火災保険、信用生命保険、債務返済支援保険、及び海外旅行傷害保険の販売に限定している（信用生命保険に関しては、銀行等の子会社・兄弟会社の商品に限定）

したがって、利用者利便の向上と販売チャネル間の競争促進の観点から、銀行等による保険商品販売の全面的な解禁を推し進めるべきであるという考えがあることを踏まえ、銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、結論を得る。

#### (8) 損害保険商品の審査制度・届出制に関する規制改革

##### ア 商品審査期間の短縮【平成13年度中に措置】

現在、保険業法施行規則第246条における認可申請の標準処理期間、保険業法第125条における届出の審査期間について各々90日としているが、認可申請及び届出の内容に応じ短期間で審査が可能であるものを類型化し、それらについては事務ガイドラインにおいて現行90日の認可にかかる標準処理期間及び届出にかかる審査期間をそれぞれ60日に短縮する。

##### イ 審査基準の透明性の確保【平成13年度以降逐次実施】

審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請及び届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について今後充実を図っていく。

##### ウ ファイル・アンド・ユース（届出使用制）の導入【平成14年度中に措置（早期に検討開始）】

市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、保険契約者保護等の面で問題が少ない商品に関しては、届出後直ちに販売が可能となるファイル・アンド・ユースを導入することについて、商品販売後に問題が生じた場合の是正措置の在り方などに十分留意しつつ、検討を開始する。

## エ 企業向け保険商品の普通保険約款の自由化【平成13年度中に措置】

普通保険約款の自由化については現在、外国あるいは国際間における様々な取引慣行に弾力的に対応することを可能とするため、外国における事業活動に伴う損害賠償責任保険等ごく一部についてのみ認めているが、これを外国又は国際間において使用されるほかの種類保険に対しても拡大することについて検討する。

## (9) 保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為についての明確化【平成14年度中に措置】

保険業法及び同施行規則においては保険契約者等の保護や保険募集の公正性を図る観点から、保険会社や保険募集人等が保険契約の締結又は保険募集を行うにあたっての禁止行為を規定している。しかしながら、例えば保険料の割引・割戻し、特別利益の提供の禁止（保険業法第300条1項5号）や誤解を招くおそれのある比較表示の禁止（同6号および保険業法施行規則第234条4号）等の規定については、前者の規定と保険商品の認可範囲内の料率適用との関係（いわゆる基礎書類に規定された範囲内で具体的な料率を個々の保険会社の合理的な経営判断により決定することは、当該規定に反するものでないこと）のように明確化が図られているものもある一方、その適用範囲が明確でないものもあるとの指摘がある。

したがって、これら禁止行為の明確化を図る観点から、保険会社や保険募集人等の活動への萎縮効果の防止及び消費者の利便性の向上並びに保険契約者保護を念頭に置きつつ、特別利益の提供の禁止や保険契約内容等についての比較広告規制等については、これまでの事例において蓄積された禁止行為の該当基準について事務ガイドラインの記載をより一層充実させるとともに、今後ノーアクションレター制度の活用等により積み重ねられた事例について適宜事務ガイドラインに例示として追記する。

## (10) 貸金業に係る規制に関する実態調査の実施【平成14年度中に措置】

貸金業の規制等に関する法律は、すべての貸金業者に対し、貸付けの相手方の属性や規模等にかかわらず、すべての契約等について一律に行為規制を課している。また、平成11年の法改正の経緯を踏まえ、同法においては書面の電磁的交付は認めていない。

したがって、貸金業に係る規制については、個人と法人、例えば上場企業を同一に扱う必要性、貸金業者が交付する書面の電子化の実現可能性、流動化の際における通知義務の緩和の可能性、等について、所管官庁において実態調査を行う。

(11) 「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせん  
の解禁【平成14年度中に措置】

商品の購入代金等の支払に関して、リボルビング方式又は総合方式の取扱いができるクレジットカードを発行するためには、割賦販売法に基づき、登録を受けることが必要であるが、銀行本体が発行するクレジットカードについては、実質的には認めていない。

したがって、「バンクカード」でのリボルビング方式による割賦購入あっせんについては、日本版「金融ビッグバン」のクレジットカード事業に対する影響等を調査し、検討を行った上で、速やかに実現することについて結論を得る。また、総合方式についても早期に調査・検討を開始する。